

星降る中部高地の縄文世界

① 日本遺産認定地域や縄文文化を紹介する看板製作 業務委託 仕様書

1 業務目的

日本遺産に認定された地域の構成文化財や博物館、観光案内の窓口等の施設に、WEBサイトと連動した情報提供を行うための日本遺産案内看板の設置。

2 業務内容

(1) 現状の案内看板設置状況の調査

- ・構成文化財及びエリア内の関連博物館において、現在設置されている案内看板の状況調査、内容確認を行う。
- ・調査の結果、看板設置を検討する場所、施設の所在市町村の意向の調査を行うこと。

(2) 案内看板のデザイン企画・設計の提案

- ・機能性の高い設計とすること。
- ・環境に調和し、本日本遺産を連想するような提案を行うこと。
- ・本事業で作成したロゴマーク及び日本遺産ロゴマークを使用すること。

(3) 案内看板の作成

- ・説明原稿は、協議会担当者会、ワーキンググループと内容を協議の上、決定する。
- ・説明には日本語とともに英語で表記すること。
- ・耐久性があり、劣化しにくい素材とすること。
- ・転倒を防ぎ、安全な構造とすること。

(4) 案内看板の搬入・設置

- ・平成30～32年の3ヶ年における各年の看板による周知のテーマを決めた上で各年の看板設置場所と内容を提案すること。
- ・極力自治体間での設置箇所数の偏りがなく、中部高地エリアを検証するように企画すること。
- ・案内看板の設置箇所は、受託者が設置に伴う諸手続き（地権者等との交渉、行政手続き等）を確認した上で委託者に提案すること。
- ・受託者は案内看板を設置場所に直接搬入、設置し、設置にあたっては転倒や盗難などを防止するための措置を講じること。

(5) ロゴマークの提案・作成

- ・日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」のストーリーの内容や認定地域の特徴がデザインに反映されたロゴマーク案の提案、作成。

3 納品物

- (1) 案内看板一式（電子データ一式を当該市町村及び事務局数）
- (2) ロゴマークデザイン（電子データ及び紙媒体一式を20部）
- (3) 実績報告書一式

4 納品場所

受託者と委託者で協議の上、決定する。

5 委託期間

契約の日から平成 31 年 3 月 20 日まで

6 その他

- (1) ロゴマークや看板デザインに係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、使用权、公開権は一切、協議会に帰属する。
- (2) 設置場所及び状況調査については、保安性や安全性を協議会担当者会、ワーキンググループと協議する。
- (3) 画像等の使用に関する掲載許可等の許諾関係は受託者が手続きを行うものとする。また使用料、掲載料等は契約額に含むものとする。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者で協議の上の決定すること。